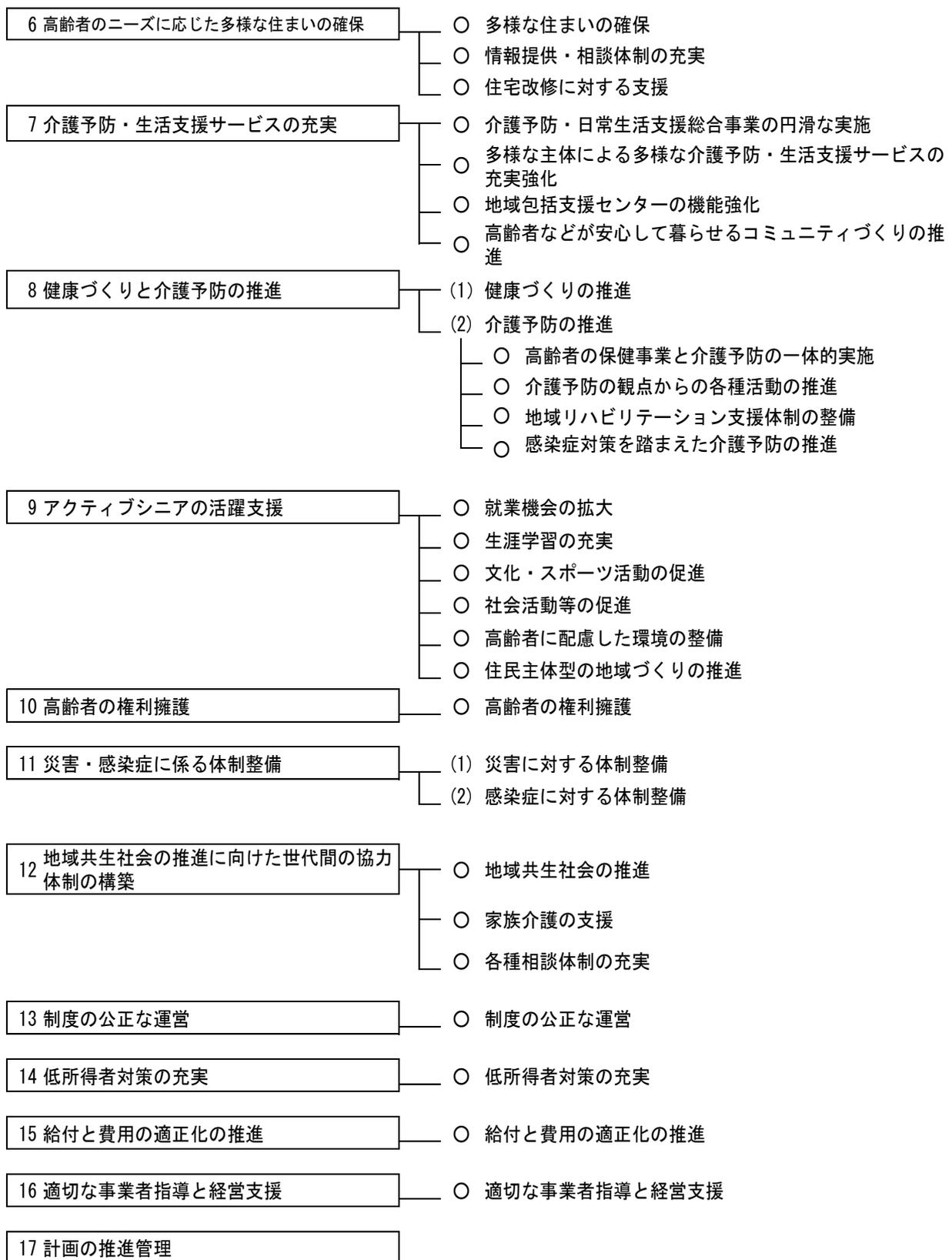


第6 計画推進のための具体的取組

計画推進の基本的な方針を踏まえ、「介護サービス提供基盤の整備」、「人材確保策の充実・業務改善の推進」、「サービスの質の確保・向上」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保」、「介護予防・生活支援サービスの充実」、「健康づくりと介護予防の推進」、「アクティブシニアの活躍支援」、「高齢者の権利擁護」、「災害・感染症に係る体制整備」、「地域共生社会の推進に向けた世代間の協力体制の構築」、「制度の公正な運営」、「低所得者対策の充実」、「給付と費用の適正化の推進」、「適切な事業者指導と経営支援」及び「計画の推進管理」の17項目に関する推進方策（取り組むべき方向性）を示します。





1 介護サービス提供基盤の整備

(1) 在宅生活を支えるサービス提供基盤の充実

【推進の視点】

地域包括ケアシステムが定着するためには、在宅生活を支える多様な介護サービスが「日常生活圏域」を単位として提供される体制づくりを進める必要があります。

重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び認知症の人の増加、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減など多岐にわたる様々な課題の解消に向けて、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の訪問による柔軟なサービス提供で支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」等のサービスが提供されるよう積極的に取り組む必要があります。

【推進方策】

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等のサービス基盤の整備に対し助成するとともに、開設・運営の手引きを活用し、普及促進を図ります。
- ・グループホームやデイサービスセンターなどの在宅サービスを支える施設整備や訪問看護ステーションが少ない地域における立ち上げ経費などに対して助成します。
- ・地域密着型特別養護老人ホームの整備に併せて、小規模多機能型居宅介護サービス等の地域密着型サービス拠点の併設を検討するよう市町村に働きかけます。

関連事業名	実施主体	概要
介護サービス提供基盤等整備事業	市町村 団体	地域密着型サービス施設等の整備や施設の開設準備に係る経費、介護療養病床から介護保険施設等への転換に伴う施設等の整備などに対する助成
地域づくり総合交付金（福祉振興・介護保険基盤整備事業）	市町村 団体	グループホーム、ヘルパーステーション、デイサービスセンター等の施設整備等に対する助成
在宅医療提供体制強化事業	市町村	訪問看護ステーションが少ない地域に市町村自ら設置若しくは参入した事業者に補助した場合の初度設備・運営経費を補助

(2) 施設サービスの充実

【推進の視点】

在宅生活を続けることが困難なときは、円滑に施設サービスに移行することが重要であり、将来の介護ニーズも踏まえた施設の適正配置に留意しつつ、地域の高齢者が安心して利用するための施設整備を検討していく必要があります。

特に、特別養護老人ホームの入所申込者数が、平成31年度で1万1,663人となっていることなどを踏まえ、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設である特別養護老人ホームの整備を進める必要があります。

また、今後、高齢者人口のピークアウトも含め、地域間で要介護者数や介護需要に格差が生じることも想定されるため、施設の老朽改築にあたっては、大規模修繕による施設の長寿命化など、中・長期的な視点に立った施設整備を進めていくとともに、重度の要介護者、単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加などの課題に対応していくために、地域密着型サービスの体制整備をより一層、図っていく必要があります。

また、施設においては、高齢者の尊厳を守るため、利用者一人ひとりがその人らしく毎日を過ごせるような個別ケアを進める必要があります。

さらには、令和5年度末の介護療養病床の廃止に向けて、介護医療院や老人保健施設等への転換を計画的に進めていく必要があります。

【推進方策】

○サービス提供基盤の整備

- ・要介護度が重度であり、在宅生活を続けることが困難な高齢者に対しては、円滑に施設サービスに移行することができるよう、地域の実情に応じた施設整備に対して助成します。
- ・特別養護老人ホームの整備については、必要入所定員総数を踏まえ計画的に進めるとともに、耐震基準改正前の昭和56年以前に整備された施設の優先的な改築や大規模修繕による耐震化整備を促進します。
- ・施設の改築にあたっては、今後の地域の介護需要等を見極めながら、既存の特別養護老人ホームのサテライト化や地域密着型施設の整備も視野に入れ検討します。
- ・既存施設の有効活用を図るため、中・長期的な介護需要等を踏まえた特別養護老人ホーム等の施設の長寿命化を促進します。
- ・有料老人ホーム等の施設における安全を確保するため、消防法令に基づくスプリンクラーの設備や災害時に備えた非常電源装置の設置などを働きかけます。

○特別養護老人ホームへの特例入所

- ・軽度の要介護者であっても、やむを得ない事情により在宅での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特別養護老人ホームへの特例入所ができるよう、引き続き、道と関係団体が協議して作成した「入居優先度判定指針」に基づく取扱いの周知を図ります。

○ユニットケアの促進

- ・個室・ユニット型の整備を原則とした上で、高齢者の多様なニーズから従来の多床室を整備することについても一定程度可能とします。
- ・質の高いユニットケアを確保するため、施設に入所しても、家庭的な雰囲気の下で、個別性に配慮したケアが行われるよう、施設管理者研修及びユニットリーダー研修を実施し、介護スタッフ等の資質向上を図ります。

○療養病床の転換

- ・療養病床の再編や介護療養型医療施設の廃止を踏まえ、療養病床から介護医療院や老人保健施設等への転換に向けた施設整備に助成するなど、地域の実情に応じた受け皿づくりを促進します。
- ・介護医療院へ転換することなどを検討している医療機関に対して、道が策定した「介護医療院開設許可手引書」などを活用し、円滑に転換できるよう支援します。

関連事業名	実施主体	概要
社会福祉施設整備事業費補助金	市町村 団体	特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の整備などに対する助成
療養病床転換支援事業費補助金	市町村 団体	医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う施設等の整備などに対する助成
介護サービス提供基盤等整備事業（再掲）	市町村 団体	地域密着型サービス施設等の整備及び介護療養病床から介護保険施設等への転換に伴う施設等の整備などに対する助成

2 人材確保策の充実・業務改善の推進

【推進の視点】

少子・高齢化が進展する中、介護サービスを安定して提供していくためには、高齢者や主婦など「多様な人材の就業促進」を図ることが重要であり、こうした方々に対する福祉・介護の仕事に対する理解促進に継続的に取り組む必要があります。

また、介護職員がやりがいを持って、安心して働けるよう「職場定着・離職防止の促進」を図ることも重要であり、これらの取組を「関係機関の連携強化」により、総合的に推進していく必要があります。

また、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が一層難しくなる一方、高齢化に伴い介護サービスの需要が高まるなど、大きく社会構造が変革していることに加え、今般の新型コロナウイルスの発生等による感染症対策などの新しい課題が生じております。

こうした状況下にあっても、介護現場において、ケアの質を確保しながら必要な介護サービスの提供体制を維持していくことが求められております。

この喫緊の課題に対応していくために、介護現場における職場環境の改善、業務の集約化や再構築、ICT・介護ロボット等の活用など介護業務のあり方を見直すことが重要です。

このため、介護事業所や関係団体が課題を共有し、関係者が一体となって対応を進める必要があります。

また、業務に必要な文書作成に係る負担軽減を図るため、現在、国が検討している様々な行政分野におけるデジタル化の動きにあわせて介護分野においても、手続きの簡素化や各種様式の標準化、ICTの活用などを進める必要があります。

さらに、地域包括ケアシステムの構築に向けては、保健・医療・福祉・介護等関係分野において多職種の方々に参画していただく人材を確保する必要があることや、その資質の向上が課題となっており、より一層の関係機関連携のもとで、各種の取組を推進していく必要があります。

【推進方策】

○福祉・介護に対する理解の促進

- ・小中高生等を対象とした福祉・介護に関する体験学習や地域住民向けの介護事業所等での実地体験などの普及啓発活動に取組み、次世代の担い手となる若手層はもとより、高齢者や主婦など広く道民の皆様の福祉や介護の仕事に対する理解促進を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
次世代の担い手育成推進事業	道	アドバイザーを小中学校や高等学校などに派遣し、福祉に関する講習会や体験学習の授業を実施
介護のしごと魅力アップ推進事業	団体	介護福祉士養成施設や介護事業者が行う若年層等への介護の魅力紹介や地域住民への普及啓発事業に補助
介護のしごと普及啓発事業	道	若年層、主婦層や高齢者層など広く、一般道民を対象にした普及啓発事業を実施

○多様な人材の参入促進

- ・福祉人材センター・バンクの運営や介護未経験者などに対する入門研修を行うとともに、潜在的な有資格者等と介護事業所のマッチングの取組みなど、介護未経験者から有資格者まで幅広い人材の参入促進を図ります。
- ・介護福祉士等の資格取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を行うほか、介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に学費・生活資金等を貸付ける介護事業所を支援します。
- ・事業者が独自に行っている職場の魅力を高める取組や、求職者に向けて職場の魅力を発信する取組を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
福祉人材センター運営事業	道	社会福祉事業従事者等の就労斡旋等を行う福祉人材センター・人材バンクの運営
離職した介護福祉士等の再就業促進事業	道	届出制度の周知や離職届出者に対する再就業に向けた各種情報発信の実施
介護未経験者に対する研修支援事業	道	福祉人材センター登録者や介護分野で就労を希望する障がい者の介護職員初任者研修等の受講費用を支援
潜在的介護職員等活用推進事業	道	派遣終了後の直接雇用につながるよう、人材派遣会社を介して潜在的有資格者等を有期契約労働者として介護事業所へ紹介予定派遣

関連事業名	実施主体	概要
入門的研修実施事業	道	介護未経験者を対象として、介護に関する入門的な研修を実施
介護助手普及促進事業	団体	介護現場における周辺業務を担う人材（介護助手）の確保・育成を行う介護事業所の取組を支援
介護福祉士修学資金等貸付事業	団体	介護福祉士養成施設等の学生に対する修学資金及び介護職員として再就職する際に必要となる就職準備金の貸付
外国人留学生生活支援事業	団体	道内の介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に対し、学費・生活資金等の貸付を行う介護事業所の取組を支援
介護福祉士養成施設運営費補助金	施設設置者	介護福祉士養成施設の運営費に対する助成
介護のしごと魅力アップ推進事業（再掲）	団体	介護福祉士養成施設や介護事業者が行う若年層等への介護の魅力紹介や地域住民への普及啓発事業に補助

○介護現場における業務改善の推進

- ・介護事業者や関係団体等で構成する介護現場の業務改善推進に向けた会議において、課題や対応方針について共通認識を図るなどし、少数の人員であっても、介護サービスを維持・向上を実現するマネジメントモデルとして、国が平成 30 年度に作成した「生産性向上に資するガイドライン」に沿った業務改善の取組を全道の介護事業所に普及します。
- ・介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など労働環境の改善につなげるため、センサーによる見守りやタブレット端末による介護記録の電子化などを行う介護ロボットや I C T の導入促進を図ります。
- ・業務改善のノウハウを普及推進するため、道が令和 2 年度に実施した生産性向上推進モデル事業等を通じて、蓄積した成果や好事例の周知に努めます。
- ・国の専門委員会で検討が進められている介護分野の文書に係る負担軽減に関する取扱の方向性等を踏まえ、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及び I C T 等の活用を進めます。

関連事業名	実施主体	概要
介護事業所生産性向上推進事業	道	介護現場の業務改善推進に向けた会議を設置し、関係団体等と一体となって、国の生産性向上に資するガイドラインによる業務改善モデルを周知するなど、介護事業所の業務改善を推進
介護ロボット導入支援事業	道	介護従事者の腰痛対策など身体的負担の軽減や業務の効率化など労働環境の改善につなげるため、介護ロボットやICTの導入を促進

○職場定着・離職防止の促進

- ・介護職員の定着に向けて、エルダー・メンター制度の導入や効果的なOJTの実施などのため、様々な研修等を実施するとともに、離職理由の上位のひとつである人間関係や業務内容等に関する悩み・不満などに対応するための相談窓口の周知や充実に努めます。
- ・外国人介護人材の受入に係る諸制度に関するセミナー等を実施し、外国人の採用を検討する介護事業所を支援します。
- ・介護職員のモチベーション向上のため、各介護事業所における処遇改善加算の取得を促進します。
- ・子育て中の介護従事者のための事業所内保育所の運営を支援します。
- ・北海道労働局と合同で説明会を開催し、介護休業に係る制度を含め、労働環境に関する各種制度の周知に努めます。
- ・介護休業の取得など労働問題全般に係る相談に対し、労働関係法令に精通した社会保険労務士による労働相談ホットラインや道内各振興局に窓口を開設するなどして、対応します。

関連事業名	実施主体	概要
介護従事者定着支援事業（労働環境改善支援事業）	道	介護事業所の管理者等を対象とした雇用管理改善や健康管理に関するセミナー、職場環境の改善に向けた相談支援の実施
介護職員等研修事業（エルダー・メンター制度導入支援研修）	道	指導的立場や中堅職員に対するエルダー・メンター制度の導入やOJTスキル向上等に関する研修の実施

関連事業名	実施主体	概要
労働福祉対策（中小企業労働相談費）	道	労働問題一般について、労働相談ホットラインにより労働者及び使用者からの相談に対応、労使からの相談に対応するため、労働相談ホットラインによる相談業務を委託するとともに、全道15カ所に中小企業労働相談所を設置
外国人介護人材受入研修事業	道	外国人介護人材の受入に係る諸制度の仕組みや受入にあたっての留意点などを内容とする研修を実施
介護事業所内保育所運営支援事業	団体	介護事業所内に設置された保育所の運営費の助成

○関係機関の連携強化

- ・雇用、福祉・介護、教育分野の行政機関、介護事業者団体及び職能団体等で構成する「北海道介護人材確保対策推進協議会」において、介護職場の現状や課題等について共通理解を図り、道内の介護職員の確保及び定着に向けた対策について協議することを通じ、各種の施策や取組が効果的に推進されるよう関係機関、団体の連携、協働を進めます。

関連事業名	実施主体	概要
介護従事者定着支援事業（介護従事者確保推進協議会）	道	雇用、福祉・介護、教育分野の行政機関、介護事業者団体及び職能団体等で構成する「北海道介護人材確保対策推進協議会」の開催

○保健・医療関係人材の養成・確保

- ・理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション関係職員の資質向上を目的に、職能団体と連携を図りながら研修等を実施します。
- ・市町村における高齢者に対する保健活動の充実のため、保健師、管理栄養士・栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等に対する研修を行うなど、資質の向上を図ります。
- ・看護職員については、地域に必要な人材の確保が図られるよう、養成所の運営や施設整備に対する助成、修学資金の貸付け等を行うとともに、看護職員の離職届出制度を活用したナースセンターによる再就業促進の充実、医療機関の勤務環境改善や院内保育施設運営費の補助などによる離職防止対策を促進します。
- ・高齢化や在宅医療に対応できる看護実践能力や地域包括ケアシステムの推進に向けた連携力を強化するため、研修等により人材育成を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
地域リハビリテーション指導者養成等事業	道	介護予防事業における専門職の養成及び派遣体制の構築
食・口腔機能改善専門職等養成事業	道	多職種協働で自立支援と重症化防止に取り組むことのできる歯科衛生士等を養成する研修等の実施
<道立看護学院> 養成・維持運営	道	道立看護学院における看護職員の養成経費
訪問看護連携強化事業	道	在宅医療の推進や医療と介護の連携に関する講座の開催等
看護職員養成施設運営支援事業補助金	団体	民間が運営する看護師等養成施設の運営に対する助成
看護職員等養成修学資金貸付金	道	看護学生等に対する修学資金の貸付け
離職看護職員相談事業	道	未就業看護職員が求職者となるための相談支援
ナースセンター事業	道	看護職員に対する就業斡旋、求人・求職情報の提供等
子育て看護職員等就業定着支援事業費補助金	市町村、団体	医療機関内の保育事業の運営費に対する助成
看護職員出向支援事業	道	地域応援ナース等の看護職員不足地域などへの派遣
訪問看護推進事業	道	人材確保研修会の開催や新人訪問看護師等の教育体制の整備

○介護支援専門員の養成・確保

・高齢化の進展に伴い、ケアマネジメントの利用者数は年々増加しており、介護支援専門員には医療と介護の連携のもとで、地域における多様な資源を効果的に活用することが求められています。そのため、介護支援専門員が就業後も継続して一貫した体制で専門性を深めることができるよう、更新研修、専門研修、主任介護支援専門員研修等について、受講者の利便性や負担の軽減にも配慮しつつ段階的に実施し、その資質向上を図ります。また、初任介護支援専門員OJT事業や主任介護支援専門員資質向上研修事業を実施し、経験の浅い介護支援専門員や主任介護支援専門員のそれぞれの役割に応じた専門性向上を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
介護支援専門員等資質向上事業	道	介護支援専門員等に対する研修

○**地域支援事業に従事する者の資質の向上**

- ・地域包括ケアシステムの推進のため、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーターに対する研修を行うなど、資質の向上を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
地域包括支援センター機能充実事業	道	地域包括支援センター職員に対する研修の実施
介護予防・生活支援サービス等充実支援事業	道	生活支援コーディネーターに対する研修の実施

3 サービスの質の確保・向上

【推進の視点】

利用者に適切かつ良質なサービスが提供されるよう、介護事業者の指定等に際して適正な指導を実施するほか、ケアマネジメントの質の確保を図る必要があります。

また、介護職員は、自分の将来を見通せないことを理由に離職する方も多い傾向があることから、将来を見通しながらキャリアを積み重ねることで、職場定着にもつなげるほか、外国人介護職員などの円滑な就労や職場定着を進めるよう、研修機会の充実やICTの活用を進めるなど、「介護職員等の資質の向上」にも取り組む必要があります。

さらに、介護事業所が提供するサービス内容の公表を推進するとともに、苦情相談等に適切に対応していく必要があります。

【推進方策】

○事業者の指定及び指導・監査等の実施

- ・介護サービス事業者の指定や指定の更新に際して、人員基準、火災対策などの防災面を含めた設備基準、欠格事由等について厳正に審査を行います。
- ・介護サービス事業者に対して、適正な事業運営が行われるよう指導監査を実施するとともに、指導担当職員の研修に努めます。
- ・介護サービス事業者に対して、介護報酬の改正内容等の情報提供を行います。
- ・市町村等が行う事業者指導事務等について、市町村等からの要請等があり、必要と認められる場合には、実地指導又は監査に同行し、指導監督業務が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行います。
- ・介護保険施設等に対して、虐待防止に関する指導を徹底するとともに、当該施設等における高齢者虐待に関する報告や通報があった場合には、市町村をはじめ関係機関と連携の上、介護保険法に基づく監査等を実施し、速やかに対応します。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険事業者等指定事業	道	指定事業者管理台帳システムの管理
介護保険事業者等指導監督	道	居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設に対する指導監査

○介護職員等の資質の向上

- ・福祉・介護職員の資質・能力の向上を図るための研修を行います。
- ・福祉・介護職員の養成が適切に行われるよう、介護福祉士養成施設等及び介護職員初任者研修指定事業者に対する指導に努めます。
- ・福祉・介護職員のキャリア形成の促進や資質の向上などに取り組む事業主等に対する支援を行います。
- ・経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入施設が行う学習支援などの取組を支援するとともに、外国人技能実習制度などで受け入れている外国人介護職員の円滑な就労及び職場定着のための研修を行います。

関連事業名	実施主体	概要
介護職員等研修事業	道	福祉・介護職員を対象とした職種や業務経験に応じた研修の実施
介護福祉士養成施設等指定・監督事務	道	介護福祉士養成施設等に対する指導監督
キャリアパス支援等研修事業	団体	福祉・介護職員の資質向上に向けた各種研修や研修を受講するための代替職員を配置する取組に対する助成
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金	団体	経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入施設が行う学習支援に対する助成
外国人介護人材受入支援事業	道	外国人技能実習制度等により受け入れている外国人介護職員に介護技能や日本語の向上のための研修を実施

○施設職員に対する認知症研修等の実施

- ・認知症対応型共同生活介護事業所等におけるケースカンファレンス（症例検討）に歯科医師や歯科衛生士を派遣し、認知症高齢者等に対する口腔ケア提供体制の整備を図ります。
- ・認知症ケアの質の向上を図るため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修、認知症介護基礎研修、認知症対応型サービス事業の開設者・管理者、小規模多機能型サービス等計画作成担当者に対する研修を実施します。

関連事業名	実施主体	概要
要介護高齢者歯科保健対策推進事業	道	介護事業所等のケースカンファレンスに対する歯科医師等の派遣
認知症対策等総合支援事業	道、指定法人	道が指定した法人による認知症実践研修や認知症介護指導者の養成研修、認知症対応型サービス事業所の管理者等に対する研修

○介護支援専門員の資格の管理

- ・介護支援専門員名簿管理システムにより、介護支援専門員の資格管理を適切に行うとともに、不正を行った介護支援専門員に対しては、登録の消除など厳正に対処します。

関連事業名	実施主体	概要
介護支援専門員等資質向上事業 (再掲)	道	介護支援専門員等に対する研修

○苦情相談体制等の整備

- ・介護サービス利用者等からの苦情に適切かつ迅速に対応するため、北海道国民健康保険団体連合会に苦情処理委員を配置するとともに、地域における苦情処理体制等を整備するため、市町村の苦情相談担当者等に対する研修会の開催や介護サービス利用者からの相談に応じる介護相談員の養成などを支援します。
- ・北海道社会福祉協議会に北海道福祉サービス運営適正化委員会を設置し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するとともに、事業者における苦情解決が適切に行われるよう事業者の求めに応じて巡回指導を行うなど、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援することで利用者の権利を擁護します。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険苦情処理事業費補助金	団体	介護サービスに係る苦情処理委員の設置や事業者に対する指導等に対する助成
福祉サービス運営適正化委員会補助金	道	福祉サービスに関する利用者等からの苦情に対しての福祉サービス運営適正化委員会による苦情解決に向けた事業への助成

○介護サービス情報の公表と評価

- ・介護サービスの利用者が、各事業所の介護サービスの内容を比較検討し、自らのニーズにあった事業所等を選択することができるよう、事業所等の設備、職員配置、利用料などに関する情報を公表します。
- ・認知症対応型共同生活介護の外部評価について、制度の周知を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
介護サービス情報開示支援事業	道	介護サービス事業所等に関する情報の調査・公表

4 在宅医療・介護連携の推進

【推進の視点】

医療的ケアを必要とする要介護者が増加する中で、高齢者が地域で自立した生活をしていくためには、入院、退院、在宅生活を通じて継続的・一体的に医療・介護サービスを受けられるよう、在宅医療の充実を図るとともに、介護との連携を強化する必要があります。

このため、第二次医療圏における市町村及び関係機関との連携協議の場の確保や医療知識を持った介護人材の育成など、市町村が円滑に事業を推進できるよう、支援する必要があります。

また、医療の必要性の高い要介護者の在宅生活を支えるため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」等を普及させるほか、ICTの活用を促進する必要があります。

【推進方策】

○在宅医療との連携強化の推進

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等のサービス基盤の整備に対して助成するとともに、開設・運営の手引きを活用し、普及促進を図ります。（再掲）
- ・介護職員が医療知識を身につけ、医療従事者との積極的な連携を図ることが出来るよう高齢者の心身の機能維持・改善、認知症対応、口腔ケアなどに関する研修等を合同開催するなど、一体的に医療・介護サービスの質の向上を図ります。
- ・訪問診療や訪問看護等の充実により、退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまでの継続した医療提供体制の構築を図るとともに、保健所のコーディネートのもと、多職種の連携体制の構築や在宅医療を担う人材育成を進めます。
- ・在宅医療提供体制の推進のため、北海道在宅医療推進支援センターにおいてコーディネーター（医療ソーシャルワーカー）による地域ごとの課題分析、在宅医療の専門的知見を有する医療アドバイザー（医師）の助言、在宅医療に係る各種研修会を行い、各地域への支援を行います。
- ・広域分散型の本道において、医療と介護の連携体制を構築するため、ICTを活用した医療連携ネットワークや見守り支援、遠隔医療等の取組を促進します。
- ・要介護者が医療機関等から在宅生活に円滑に移行できるよう、医療的ケアが必要な要介護者に対するケアマネジメントの充実や在宅療養支援診療所等と訪問介護など介護事業所の連携を強化するなど、在宅医療・介護連携推進事業に取組む市町村を支援します。

- ・在宅歯科医療に関する相談対応とともに一般の歯科医院や介護職種など、多様な在宅サービスの担い手における連携体制の構築を図ります。
- ・人口規模が小さい市町村などにおいても、在宅医療・介護サービスの資源把握や在宅医療・介護連携に関する相談支援などに取り組むことができるよう、在宅医療・介護連携コーディネーターの育成や隣接市町村との共同実施や第二次医療圏におけるネットワーク化などの広域的な調整を実施します。

関連事業名	実施主体	概要
介護支援専門員等資質向上事業 (再掲)	団体	介護関係職員が医療に関する知識を深めるための研修の支援
在宅医療提供体制強化事業 (再掲)	道、医療機関 郡市医師会等	二次医療圏ごとに道立保健所等が事務局となり設置している①多職種連携協議会の設置、多職種連携上の課題の抽出や対応策の検討、②多職種合同研修、③在宅医療に関わる多職種間におけるICTを活用した患者情報の共有、④北海道在宅医療推進支援センターによる地域への医療アドバイザー等の派遣や各種研修会の開催など
地域包括支援センター機能充実 事業(再掲)	道	在宅医療・介護連携に関する相談支援の役割を担うコーディネーターを育成する研修の実施
患者情報共有ネットワーク構築 事業	市町村 医療機関等	ICTを活用した各機関間の診療情報の共有、被災により診療情報が喪失した際にもバックアップデータを活用して診療を継続するための設備整備に支援
遠隔医療促進事業	医療機関 市町村	都市部の医療機関が遠隔地の医療機関に対し、ビデオ会議システム等を活用して支援を行うための設備整備等を支援
在宅歯科医療連携室整備事業	道	在宅歯科医療連携室(全道6か所)の運営に対する助成
地域支援事業交付金	市町村	在宅医療・介護連携推進事業に対する助成

○たんの吸引等を実施する介護職員の養成

- ・たんの吸引や経管栄養を実施する介護職員を養成するため、研修を実施します。

関連事業名	実施主体	概要
介護職員等のたん吸引等研修事業	道	介護職員等に対するたん吸引等研修の実施、たん吸引等を行う従事者の認定等

○脳卒中等医療連携体制の充実

- ・脳卒中等における急性期から回復期、維持期までの切れ目のない医療が提供できるよう、医療連携の充実強化を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
脳卒中等医療連携体制推進事業	道	脳卒中等医療連携推進会議や事例検討会の開催等

5 認知症施策の推進

【推進の視点】

本道の認知症高齢者数は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には33万4千人になると推計されているところであり、増加する認知症高齢者に対する取組の充実は、喫緊の課題となっています。

認知症の方ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するためには、認知症の早期発見と的確な診断、早期対応などの医療面での対策をはじめ、住民すべてに認知症に関する正しい知識の普及を進めるとともに、認知症ケアの質の向上を図り、地域において、認知症高齢者や若年性認知症者本人・家族への包括的、継続的支援を実施する体制を構築する必要があります。これらの施策は本人や家族の視点を重視しながら推進する必要があります。

また、市町村の認知症施策が円滑に行われるよう関係者が連携して支援する必要があります。

【推進方策】

○早期発見・早期対応、専門的支援の提供体制の整備

- ・地域における認知症の早期発見・診断体制を強化するため、かかりつけ医や認知症初期集中支援チームへの指導・助言等を行う認知症サポート医を養成するとともに、フォローアップ研修や事例検討会を通じてスキルアップを図ります。
- ・認知症の早期対応ができるよう、かかりつけ医や看護師等病院勤務の医療従事者の知識や技術の向上を図るための研修を実施します。
- ・認知症の鑑別診断とその早期対応、行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応や専門医療相談等を実施する「認知症疾患医療センター」について、二次医療圏域単位での設置を推進するとともに、地域の介護関係機関等との連携を強化します。
- ・地域包括支援センターが中心的役割を担い、医学的診断に基づき、症状に応じた適切なサービスが利用できるよう、かかりつけ医、専門医療機関、介護支援専門員、介護サービス事業者の協働体制を構築するための取組を支援します。
- ・歯科医療従事者に対し、認知症等の要介護高齢者の在宅歯科医療に取り組む上で必要な認知症ケアの基礎知識や歯科治療スキルを習得するための研修を実施します。
- ・薬剤師に対し、認知症の本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性などを習得するための研修を実施します。
- ・認知症ケアの質の向上を図るため、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、フォローアップ研修、認知症介護基礎研修、認知症対応型サービス

事業の開設者・管理者、小規模多機能型サービス等計画作成担当者に対する研修を実施します。

- ・認知症初期集中支援チーム員の研修や認知症地域支援推進員のネットワーク会議の開催など市町村の取組に対して支援するほか、先進的な取組に関する情報発信等を行います。

関連事業名	実施主体	概要
認知症対策等総合支援事業（再掲）	道、指定法人	かかりつけ医や看護師等病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修、認知症サポート医の養成研修、道が指定した法人による認知症実践研修や認知症介護指導者の養成研修、認知症対応型サービス事業所の管理者等に対する研修
認知症疾患医療センター運営事業	道	認知症鑑別診断や専門医療相談等を行う認知症疾患医療センターの設置
歯科医療従事者認知症対応力向上研修事業	道	歯科医療従事者に対する認知症ケアの基礎知識等習得のための研修
薬剤師認知症対応力向上研修事業	道	薬剤師に対する認知症ケアの基礎知識等習得のための研修

○家族介護者への支援

- ・認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含めた支援を行うため、家族支援のための電話相談や介護経験者との交流会を開催します。
- ・認知症高齢者等やその家族が、地域住民等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うとともに、家族介護者の負担軽減を図る認知症カフェ等が市町村において広く普及するよう支援します。

関連事業名	実施主体	概要
認知症理解普及促進事業支援事業	道	認知症サポーターやキャラバンメイトの養成研修、認知症コールセンターの設置、認知症に関する理解普及のための研修会や認知症高齢者等の家族交流集会の開催等

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金（再掲）	市町村	認知症カフェ等の設置に対する助成、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置等に対する助成

○認知症に関する普及啓発・理解促進、本人発信の機会拡大

- ・世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）など機会を捉えた認知症に関する普及啓発の取組を推進します。
- ・地域全体が認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症の方とその家族を支援し、見守る体制を構築するため、認知症サポーター（養成講座を修了した住民等）及びキャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座の講師役）を養成するとともに、その活動を促進します。
- ・認知症高齢者や若年性認知症者に関する適切な理解を普及するための研修会を開催します。
- ・認知症に関する相談先が広く周知されるよう、認知症ケアパスの積極的な活用や市町村ホームページ等への掲載を推進します。
- ・認知症の方が自ら発言する機会の拡大を図るなど、本人発信支援の取組を推進します。
- ・市町村において、当事者同士が交流する本人ミーティングやピアサポート活動を普及させていくための取組を促進します。

関連事業名	実施主体	概要
認知症理解普及促進事業支援事業（再掲）	道	認知症サポーターやキャラバンメイトの養成研修、認知症コールセンターの設置、認知症に関する理解普及のための研修会や認知症高齢者等の家族交流集会の開催等

○認知症予防に向けた健康管理や生活行動の推進

- ・市町村における通いの場の拡充など、認知症予防（「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」）に資する可能性のある活動を促進します。
- ・認知症予防に関する科学的根拠を整理した国による活動の手引きを市町村に周知し、認知症の発症を遅らせるなど予防につながることを期待される取組を支援します。
- ・健康管理や適度な運動など、認知機能低下及び認知症のリスク低減に効果が期待される生活行動についての科学的根拠や推奨される度合い等を取りまとめたガイドラインやのほか、各自治体の取組事例を市町村へ情報提供するなど、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促進します。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金（再掲）	道	地域支援事業のうち一般介護予防事業に対する助成

○地域で安心して暮らし続けられるための支援

- ・移動や消費など地域で生活する上で必要となる様々な場面において、認知症高齢者にやさしい地域づくりに資する取組を収集し、好事例の紹介を行います。
- ・行方不明の認知症高齢者を保護するための地域のSOSネットワークの拡充やGPS等の活用を促進するとともに、検索や保護だけでなく見守りや支え合い機能のあるネットワークとして充実強化を図ります。
- ・また、身元不明の認知症高齢者等が保護された場合、早期に身元が確認できるよう、警察や市町村等と連携を図りながら、道のホームページ上でその情報を公開します。
- ・地域における支え合いを推進するため、本人や家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の整備に向けて、コーディネーター養成研修などを実施します。
- ・認知症高齢者等の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定された国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修、後見実施機関の設立、運営についての助言等を行うとともに、制度の周知や利用の促進に努めます。
- ・認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として、役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりのため、社会参加や社会貢献を後押しする活動を推進します。

関連事業名	実施主体	概要
認知症対策等総合支援事業（再掲）	道	オレンジ・チューター養成、チームオレンジ・コーディネーター研修やステップアップ研修の実施
権利擁護人材育成事業	道、市町村	市町村の権利擁護人材養成研修等に対する助成、後見実施機関の設立や運営についての助言、権利擁護人材の資質向上に係る市町村向け研修会の開催等

○若年性認知症の方への支援

- ・65歳未満で発症する若年性認知症の方には、就労継続や社会参加などライフステージに応じた支援が必要となることから、これらの支援を行う若年性認知症支援コーディネーターを養成するとともに、その継続的な配置と資質の向上を図ります。
- ・介護事業者等を対象とする研修の実施やフォーラムの開催のほか、道のホームページ等を活用して、道民全体の若年性認知症に対する理解促進を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
認知症理解普及促進事業支援事業（再掲）	道	若年性認知症に関する研修会の開催等

6 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保

【推進の視点】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じた日常生活を営むことができるよう、介護給付等対象サービス及び地域支援事業等の公的サービス等と連携して、質の確保された高齢者のニーズに応じた住まいを提供することが求められています。

また、住宅のバリアフリー改修に関する相談対応や住まいの確保に配慮を要する高齢者への情報提供が必要です。

【推進方策】

○多様な住まいの確保

- ・安否確認や生活相談など、高齢者の日常的な生活支援サービスが付帯した「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の周知や、登録及び供給の促進を図ります。
- ・高齢者が要介護者となっても、在宅で安心して暮らすことができるよう、サービス付き高齢者向け住宅に 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を組み合わせたサービスの普及促進を図ります。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録の際に「高齢者虐待防止及び高齢者の権利利益の不当な侵害防止に向けた適切な対策を講じること」を確認するなど、適正な運営や、サービスの質の確保が図られるよう取組を進めます。
- ・ケアハウスや生活支援ハウス、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅等の確保を図ります。
- ・シルバーハウジングについては、市町村の緊急通報システム、ボランティアによる安否確認や、既存の福祉サービス等と連携し、必要なサービスを提供する取組を行います。
- ・入居者が安心して居住できる有料老人ホームの設置を促進するほか、要介護状態等となった場合でも住み慣れた場所で生活が継続できるよう、軽費老人ホームや養護老人ホーム等について、介護サービスを一体的に提供する特定施設への移行を促進します。
- ・未届け有料老人ホームに対して、届出の指導を行うとともに、届出済み施設と同等に実施検査を行い、適切な施設運営やサービスの質の確保が図られるよう必要な指導を行います。

関連事業名	実施主体	概要
高齢者保健福祉行政振興対策	道	サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導等

関連事業名	実施主体	概要
民間住宅等関連事業推進	道	サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導等
道営住宅事業特別会計	道	ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備、管理等
社会福祉施設整備費補助金（再掲）	市町村、団体	老人福祉施設等の整備に対する助成
軽費老人ホーム運営費補助金	団体	軽費老人ホームの入居者負担額の減免に対する助成

○情報提供、相談体制の充実

- ・ サービス付き高齢者向け住宅や、住み慣れた住宅に住み続けるためのバリアフリーリフォームなど、高齢者の住まいに係る様々な情報提供を行います。
- ・ 住まいに関する不安を抱えた高齢者が身近に相談できるような相談体制の整備に努めるとともに、地域包括支援センターと連携するなど総合的な相談窓口の充実を図ります。
- ・ 住宅セーフティネット法に基づき、高齢者などの入居を拒まない「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）」の登録及び供給を促進するとともに、登録住宅に関する情報提供を行います。
- ・ 多くの地域で住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会が設立され、地域においてきめ細やかな居住支援が行われるよう、市町村に対し先進事例を紹介するなど、協議会の設立に向けて働きかけます。
- ・ あわせて、住宅セーフティネット法に基づき、入居相談や入居後の見守りなどを行う「住宅確保要配慮者居住支援法人」を指定するとともに、関係機関に情報提供を行います。

関連事業名	実施主体	概要
民間住宅等関連事業推進（再掲）	道、政令市、中核市	インターネットによる住情報提供や、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」登録制度の普及推進等

○住宅改修に対する支援

- ・ 振興局ごとに住宅改善指導チームを設置し、高齢者等のための住宅改修の相談に対する支援体制の整っていない市町村からの派遣要請に基づき、住宅改善指導チームを派遣し、専門知識や

技術の提供を行います。

- ・介護保険の住宅改修費を利用しようとする高齢者が、適切な助言を受けられるよう支援するとともに、所得の低い高齢者に対し、生活福祉資金の貸付けを通じて、住宅改修支援を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
高齢者・障がい者住宅改善支援地域ネットワーク事業	道	住宅改善指導チームによる市町村の住宅改修支援、住宅改修ワークショップの開催等
生活福祉資金貸付事業	団体	高齢者世帯等への生活福祉資金の貸付

7 介護予防・生活支援サービスの充実

【推進の視点】

高齢者が健康で地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなどの取組を一層推進するとともに、高齢者の自立支援と重度化防止に向けた取組を進めることが重要です。

また、要支援者に対する訪問介護・通所介護のサービスや見守り、安否確認、配食サービス等の生活支援サービスを市町村が一体的に提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に当たっては、介護サービス事業所のほか、行政、保健福祉関係団体、NPO、ボランティア等の多様な主体が、地域のニーズに応じた役割分担のもとで柔軟にサービス提供できる地域づくりを進めていく必要があります。

このため、地域包括支援センターが中心となり、高齢者の健康状態や地域の社会資源等について把握し、課題やニーズなどをアセスメントすることが重要です。

また、地域づくりにおいては、高齢者を介護予防の対象としてとらえるだけでなく、地域づくりの担い手として活躍できるようにしていくことも重要であり、老人クラブや町内会などの地域の既存組織・団体等への働きかけや自主活動の育成支援など、地域の特性を生かした多様な取組が求められます。

【推進方策】

○介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施

- ・市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業において、今後も様々なサービスが提供できるよう、近隣住民や自治会等の組織を活用した先進事例を紹介することなどにより市町村を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金（再掲）	市町村	介護予防・日常生活支援総合事業等に対する助成

○多様な主体による多様な介護予防・生活支援サービスの充実強化

- ・地域の特性に応じた多様な介護予防・生活支援サービスの提供を促進し、その充実強化が図られるよう、「生活支援コーディネーター」及び「就労的活動支援コーディネーター」の配置や生活支援サービスの多様な提供主体が参画する「協議体」の運営に対する助成を行うとともに、「生活支援コーディネーター」の育成やネットワーク化の推進を目的とした研修の実施など、市町村を支援します。

- ・「アクティブシニア」をはじめとする地域住民を対象に研修を実施するなど、多様な生活支援・介護予防サービスの担い手を確保できるよう、市町村を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金（再掲）	市町村	生活支援コーディネーター及び就労的活動支援コーディネーターの配置や協議体の設置（包括的支援事業）に対する助成
介護予防・生活支援サービス等充実支援事業（再掲）	道	生活支援コーディネーター養成研修の実施、アクティブシニア等への研修の実施等

○地域包括支援センターの機能強化

- ・センター職員等を対象とした研修会や、事例検討を含む意見交換会を開催することなどにより、センターの介護予防ケアマネジメント業務、高齢者や家族に対する総合的な相談支援業務、高齢者虐待対応などの権利擁護業務、関係機関との連携構築や地域ケア会議の運営などの機能強化を図ります。
- ・要支援者等の心身の状況等に応じた適切なサービスを包括的かつ効率的に提供できるよう介護予防ケアマネジメントや介護予防関連事業の従事者を対象とした研修を実施します。
- ・地域包括支援センターのコーディネート機能を強化するため、地域ケア会議の運営、ネットワーク構築等への助言指導を行う者や、権利擁護などの困難事例への相談支援を行う専門家（弁護士等）など、市町村単独では確保が困難な人材を派遣します。
- ・地域包括支援センターの適切な運営を図るため、業務量に見合った人員配置及び処遇、センター間及び行政との業務の役割分担の明確化や連携強化等を市町村に働きかけるとともに、国に対して必要な財源措置を講じるよう、引き続き要望します。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金（再掲）	市町村	包括的支援事業等に対する助成
自立支援・重度化防止等市町村支援事業	道	市町村支援の検討、地域包括支援センターへの専門家派遣等
地域包括支援センター機能充実事業（再掲）	道	地域ケア会議の定着・持続的運営に向けた支援等

○高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりの推進

- ・見守り、声かけをはじめとする地域における福祉活動を促進するため、ボランティアやNPO、老人クラブ、町内会などの地域活動の推進を図るとともに、地域のボランティアリーダーの養成やコミュニティづくりを担う人材の育成への支援などを通じて、高齢者等が安心して暮らせるコミュニティづくりを進めます。

関連事業名	実施主体	概要
地域活動推進事業費補助金	団体	コミュニティ再生事業の実施やボランティア活動団体への支援等に対する助成
北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業費補助金	団体	ボランティアリーダーの養成等のボランティア活動を推進する取組に対する助成

8 健康づくりと介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進

【推進の視点】

がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の生活習慣病の予防や高齢化に伴い増加する疾患（ロコモティブシンドローム等）への対策、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命の延伸を目指すとともに、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差の縮小の実現を目指し、道民の健康増進を総合的に推進していく必要があります。

また、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などの新興・再興感染症がまん延している状況下においても、道民の感染防止と健康増進の両立を図ります。

【推進方策】

- ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けて、適切な食事・運動、禁煙など健康に有益な生活習慣や社会環境の整備のほか、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進します。
- ・生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、健康づくりの基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康など、生活習慣の改善を促進します。
- ・健康を支え守る社会環境の整備を図るため「北海道健康づくり協働宣言」の登録を促進し、関係団体や企業等による健康づくりの環境整備を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
道民の健康づくり推進事業	道	北海道健康づくり協働宣言の登録促進等、食習慣改善リーフレットの作成等
公衆衛生看護活動基盤整備	道	市町村における保健活動の課題解決に関する検討会の開催等
地域保健関係職員研修事業	道	保健所、市町村職員等の地域保健関係者に対する研修
栄養関係人材育成事業	道	市町村栄養業務担当者等への技術支援

(2) 介護予防の推進

【推進の視点】

自立支援と重度化防止のためには、要介護状態となる可能性の高い高齢者を早期に発見し、心身機能の維持・改善と生活の質の向上を目指した個別支援を行うとともに、必要なサービスが提供できる体制を整備することが重要です。

このため、要介護状態に至る前の段階から個別事例の課題の検討や、地域に必要な施策を明らかにする「地域ケア会議」の活性化を図る必要があります。

「地域ケア会議」の効果的な展開により、本人へのアプローチだけではなく、生活環境や居場所づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境への支援を検討するとともに、リハビリテーション専門職を活用した自立支援に資する取組を推進します。

また、市町村が行う介護予防などの地域支援事業を効果的かつ効率的できめ細かなものとするため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

【推進方策】

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- ・一体的な実施のための医療専門職の配置状況などの確認や取組推進のため、振興局単位での意見交換会を開催し、国が策定した「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を踏まえ、「事例の横展開」、「道内の健康課題の俯瞰的把握」、「事業評価」等の広域性を活かした支援を行います。
- ・制度横断的な全世代型の予防・健康づくりを推進するため、国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険及び介護保険の加入者に係る健康・医療データを、さまざまな分析が可能な状態で市町村に提供するとともに、データ活用の支援を行います。

関連事業名	実施主体	概要
地域包括支援センター機能充実事業（再掲）	道	市町村支援のための意見交換会の開催
国民健康保険対策（道国保ヘルスアップ支援事業）	道	市町村に提供する健康・医療データベースシステムの運用、データ加工等

○介護予防の観点からの各種活動の推進

- ・市町村の介護予防事業に対して、振興局（保健所）に設置している「市町村支援チーム」により、技術的な助言、支援を行うとともに、保健師、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士等の専門職の派遣等を行うなどして、効果的な介護予防事業が推進されるよう支援します。
- ・介護予防事業に関わる関係者等に対し、介護予防事業や地域ケア会議の実践に関する知識と技術向上を目的とした研修を実施します。
- ・市町村における介護予防事業の実施状況を調査、検証するとともに、効果的な先進事例について情報提供を行います。
- ・介護予防と生活支援サービスを総合的に提供する介護予防・日常生活支援総合事業が着実に推進されるよう、先進事例の情報提供などを行います。
- ・地域ケア会議が効果的かつ継続的に運営できるよう、市町村支援の技術を持ったアドバイザーを養成し現地支援を実施するとともに、必要な技術を習得するための研修を実施します。
- ・地域の保健・医療・福祉・介護の専門職等に対し、自立に資する地域ケア会議の意義や効果、専門職の役割等について理解を深めるための研修を実施します。
- ・介護予防事業をはじめ、住民主体の自主グループの形成と育成を支援するリハビリテーション専門職による現地支援を実施します。

関連事業名	実施主体	概要
地域包括支援センター機能充実事業（再掲）	道	市町村や地域包括支援センターが行う地域支援事業を支援するため、振興局職員等を派遣し、個別支援や評価を実施
自立支援・重度化防止等市町村支援事業（再掲）	道	市町村支援の検討、介護予防関連事業従事者研修会の開催等、地域ケア会議を運営、参加する市町村職員や専門職へのアドバイス、会議立上げ等の支援を行うアドバイザーを養成、効果的な会議の運営のため、市町村、地域包括支援センター職員を対象に司会のスキルを習得する研修を実施、市町村等が開催する地域ケア会議に対し、アドバイザーによる現地支援の実施、地域ケア会議に参加する専門職等に対し、研修の実施

関連事業名	実施主体	概要
地域リハビリテーション指導者養成等事業（再掲）	道	市町村が行う介護予防事業や住民主体の自主グループに対し、リハビリテーション専門職による現地支援を実施、リハビリテーション専門職に対し、研修の実施

○地域リハビリテーション支援体制の整備

- ・地域の関係機関等と連携し、機能訓練等を必要とする高齢者等に対して適切なリハビリテーションサービスが提供されるよう支援します。
- ・高齢者リハビリテーション推進体制の構築に向けた市町村の取組みを支援するため、市町村・地域包括支援センターとリハビリテーション専門職の連携強化を図るための研修を実施します。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金（再掲）	市町村	一般介護予防事業（地域リハビリテーション活動支援事業）に対する助成
地域リハビリテーション指導者養成等事業（再掲）	道	市町村・リハビリテーション専門職等に対し、研修の実施

○感染症対策を踏まえた介護予防の推進

- ・感染症がまん延している状況下においては、これまで地域の通いの場を利用していた方々をはじめ、多くの高齢者が外出を控え、生活が不活発な状態が続くことにより、身体機能や認知機能が低下して要介護状態の手前であるフレイル（虚弱）と呼ばれる状態に陥ることが懸念されます。このような状況においても、介護予防の取組が継続されるよう、関係機関と連携の上、研修会の開催や専門職員を派遣するなど、市町村への支援を行います。
- ・自宅でできる体操や ICT を活用した介護予防の取組を支援するとともに、民間事業者と連携した優良事例を情報発信し、横展開を図ります。

関連事業名	実施主体	概要
地域リハビリテーション指導者養成等事業（再掲）	道	市町村が行う介護予防事業や住民主体の自主グループに対し、リハビリテーション専門職による現地支援を実施、リハビリテーション専門職に対し、研修の実施
高齢者通いの場 ICT 活用推進モデル事業	道	「通いの場」の利用を控えている高齢者に、ICTを活用した健康確認や体操等の実施など、多様な支援モデルを構築する

9 アクティブシニアの活躍支援

【推進の視点】

高齢者の方々が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすためには、意欲と能力等を十分に発揮し、知識や技能を最大限活用しながら、年齢に関わりなく働き続けられることが重要です。

このため、高齢者の方々の再就職に向けた職業能力の開発をはじめ、65歳を超えても働くことができる職場の拡大などを促進するとともに、市町村や地域の企業、経済団体等の関係機関と連携しながら高齢者雇用に係る機運を醸成していきます。

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めることが重要であり、生涯学習や文化・スポーツ活動の推進、ボランティアや趣味等を通じた社会参加の促進など、高齢者の多様性と自主性を十分に考慮しながら、必要な支援を行ってまいります。

【推進方策】

○就業機会の拡大

- ・北海道就業支援センターにおいて、働く意欲のある高齢者の方々を対象に、カウンセリングやセミナーを実施するほか、ハローワーク等と連携した職業訓練の実施、合同企業説明会の開催などを通じ、ものづくり産業や人手不足分野への就業を促すなど、高齢者の方々の円滑な求職活動をサポートします。
- ・生きがいを得るための就業機会を提供する「シルバー人材センター」への活動支援等を通じ、高齢者が経験や知識、技能などを生かすことができる、多様なニーズに対応した就業機会を提供します。
- ・「アクティブシニア」をはじめとする地域住民を対象に研修を実施し、生活支援の担い手等の就労機会の確保に向けた支援に努めます。
- ・「北海道労働政策協定」に基づき、国や関係機関と連携して、高齢者雇用に関する情報提供などの広報・啓発活動を行います。また、70歳までの就業機会の確保・推進等を通じ、高齢になっても働くことができるよう、企業等へ働きかけるなど、高齢者の雇用に係る機運を醸成します。
- ・市町村や経済団体等の関係機関と連携し、官民連携プラットフォームを設置の上、コーディネーターを配置し、明確な就労意思を持っていない高齢者の潜在的な人材の「掘り起こし」と企業の「新たな求人の創出」の連動した事業の実施により、新規就業を促進します。

関連事業名	実施主体	概要
北海道就業支援センター事業	道	就業支援窓口である北海道就業支援センターを運営し、求職者に対する就業及び職場定着を支援
高齢者労働能力活用事業費補助金	団体	シルバー人材センターの健全育成や設置促進事業に対する助成
介護予防・生活支援サービス等充実支援事業（再掲）	道	アクティブシニア等に対する研修の実施等
潜在人材掘り起こし推進事業	道	官民連携プラットフォームを設置し、高齢者等の潜在的な人材の掘り起こしと企業の新たな求人の創出を連動し、新規就業の促進と地域の人材確保を図る。

○生涯学習の充実

- ・道民の専門的・多様化する学習ニーズに対応するため、産学官の連携による生涯学習を支援する体制の整備を図り、高齢者を含めた幅広い年齢層に、様々な学習機会を体系的に提供します。

関連事業名	実施主体	概要
ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ事業	道	地域活動実践講座等の主催講座の実施と、高等教育機関、市町村、企業、民間教育事業者等の講座実施者の協力による連携講座の実施

○文化・スポーツ活動の促進

- ・高齢者の生きがい・健康づくりを促進するため、多様なニーズに対応した文化・スポーツ活動への取組を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
明るい長寿社会づくり推進事業	団体	高齢者スポーツ大会等に対する助成

○社会活動等の促進

- ・アクティブシニアの活躍を支援するため、共助・互助による地域づくりの意義等の共有や介護分野での就労や生活支援の担い手など、多様な社会活動を紹介するセミナーを開催するとともに

に、コーディネーターの配置により、個々のニーズに合った地域活動への橋渡しを行います。

- ・北海道社会福祉協議会が行う高齢者の社会活動の振興のための指導者（シニアリーダー）育成事業を支援します。
- ・高齢者が地域の支え合いの担い手の一員として、より積極的に役割を果たしながら活躍するために、一人暮らし高齢者への声かけなどを行う友愛訪問や、子どもの見守りなどの子育て支援、地域文化の伝承活動といった世代間交流事業等の社会奉仕活動を行う老人クラブなどの活動を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
介護予防・生活支援サービス等充実支援事業（再掲）	道	アクティブシニア等に対する研修の実施等
明るい長寿社会づくり推進事業（再掲）	団体	社会活動振興指導者育成、仲間づくり支援事業等に対する助成
老人クラブ活動推進費補助金	団体	老人クラブが行う社会奉仕活動等に対する助成、老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業等に対する助成

○高齢者に配慮した環境の整備

- ・「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者等が利用しやすい建物、道路、公園、公共交通機関などの整備のほか、高齢者等を含む全ての人々がお互いに理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を促進し、福祉のまちづくりを総合的に推進します。
- ・通院や買い物支援など地域住民の日常生活を支えるため、国や市町村と連携しながら、バス路線の維持やデマンド交通の導入に対して補助するなど地域公共交通の確保に取り組みます。

関連事業名	実施主体	概要
福祉のまちづくり推進	道	福祉のまちづくりサポーター制度の導入、福祉のまちづくりセミナーの開催等
すべての人にやさしいまちづくり推進事業	道	道立施設のバリアフリー化
生活交通路線維持対策事業	道	乗合バス、廃止代替バス事業の路線維持
地域づくり総合交付金（再掲）	道	デマンド交通導入に対する補助

○住民主体による地域づくりの推進

- ・高齢者が地域から孤立することがないように、民生委員や町内会等のネットワークによる見守り体制の構築を支援するとともに、住民主体の通いの場の立ち上げ等に対して助成するなど、地域で高齢者を支える取組を支援します。
- ・市町村に対して、振興局（保健所）に設置している「市町村支援チーム」を派遣し、技術的な助言、支援を行うとともに、先進的な市町村の活動事例等を紹介します。

関連事業名	実施主体	概要
地域支援事業交付金（再掲）	市町村	住民主体の通いの場の立ち上げ等（一般介護予防事業）、地域に応じた高齢者支援（任意事業）等に対する助成
地域包括支援センター機能充実事業（再掲）	道	市町村支援の検討、住民参加型の地域づくりに関する技術的な助言、支援

10 高齢者の権利擁護

【推進の視点】

高齢者虐待は依然として増加傾向にあることから、高齢者虐待防止法について理解を深めるとともに、複雑・多様化する高齢者やその家族への相談機能の強化、介護施設従事者に対する研修等を通じて、その発生防止に努めていく必要があります。

消費生活相談や成年後見人制度の活用により、高齢者の日常生活を支える体制を確保する必要があります。

【推進方策】

- ・ 高齢者虐待の発生防止に向けて、高齢者虐待防止・相談支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センターでは対応が困難な虐待等の事例に対して専門的な助言・支援を行うとともに、市町村等の虐待相談担当職員や介護保険施設等職員に対する資質向上を図るための研修会を開催します。
- ・ 市町村や関係機関のほか、民生委員や一般住民なども対象とした権利擁護のためのシンポジウムを開催します。
- ・ 認知症高齢者が地域において自立した生活を送れるよう、地域福祉生活支援センターが実施する日常生活自立支援事業を支援するとともに、権利擁護対策は住民に身近な市町村との一体的な取組が重要であることから、市民後見人の普及に併せて、市町村社会福祉協議会との連携強化を図ります。
- ・ 高齢者の消費生活相談に当たっては、市町村の地域包括支援センターや相談支援の窓口など関係機関と連携することにより、高齢者であることなどに配慮した相談対応を行うとともに、特殊詐欺などによる高齢者の消費者被害の未然防止と早期発見のためには、周囲による見守りが必要であることを踏まえ、各地域における消費者被害防止ネットワークづくり、さらには、より実効性のある効率的な見守りのため個人情報取扱が可能となる消費者安全法上の消費者安全確保地域協議会の設置を進め、消費者教育、啓発活動に努めます。
- ・ 判断能力が十分でない人が、不利益を被ることがないように、家庭裁判所や関係機関と連携して広域的な見地から必要な助言を行うなどして、市町村における成年後見制度の取組を一層促進するほか、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などの取組を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業	道	高齢者虐待防止研修会の開催等
人権啓発活動地方委託事業	道	高齢者の権利擁護のためのシンポジウムの開催等
地域福祉生活支援センター運営事業費補助金	団体	認知症高齢者等に係る福祉サービス利用手続代行、日常的金銭管理の支援等に対する助成
北海道社会福祉協議会補助金	団体	各種の社会福祉活動を行う北海道社会福祉協議会に対する助成 各種の社会福祉活動を行う北海道社会福祉協議会に対する助成
消費者行政推進事業（消費者教育及び地域ネットワーク設置促進事業）	団体	効果的な消費者教育の推進や地域レベルでの市町村や関係機関等と連携したネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設置促進

11 災害・感染症に係る体制整備

(1) 災害に対する体制整備

【推進の視点】

在宅の高齢者で、災害発生時に情報の入手や自力での避難が困難な方は、大きな被害を受ける可能性があることから、平時から、災害時における支援体制を準備しておくことが重要です。

また、近年の災害においては、高齢者等の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、災害時要配慮者の避難生活中的福祉ニーズへの対応が必要です。

介護保険施設等は、多くの自力避難の困難な方が利用されていることから、利用者の安全を確保するため、各種災害に備えた体制を整備しておく必要があります。

【推進方策】

- ・災害時における要介護高齢者等の避難行動などの確保に向け、避難行動要支援者名簿が活用され、個別の避難計画の策定が進むよう、道が策定した「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」などにより、市町村等の関係機関や関係団体の取組を促進します。
- ・災害時に、高齢者等の災害時要配慮者ひとりひとりの福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等を防止するため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWAT）」を組成するとともに、必要な支援体制を確保することを目的に、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築します。
- ・災害時に要介護高齢者等が安心して避難できる体制を整備できるよう、市町村における福祉避難所の確保を促進するとともに、その設置・運営に必要な資器材の確保や道による独自の支援制度である被災者相談や福祉的支援等を行うことを目的とした「北海道災害派遣ケアチーム（DCAT）」等による人材の確保への支援を行います。
- ・介護保険施設等に対する集団指導において、非常災害対策の取組の強化について指導するとともに、実地指導の実施等により、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置状況や、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、改善が図られるよう指導します。
- ・施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者などが入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を行います。

関連事業名	実施主体	概要
災害福祉広域支援ネットワーク構築事業	道	官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築
地域づくり総合交付金（福祉振興・介護保険基盤整備事業） （再掲）	市町村	福祉避難所の設備整備等に対する助成
介護保険事業者等指導監督（再掲）	道	居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設に対する指導監査

(2) 感染症に対する体制整備

【推進の視点】

治療法が確立されていない感染症や人へのまん延が懸念されている新型インフルエンザ、新
型コロナウイルス感染症など、新興・再興感染症に対応した健康管理体制の強化が必要です。
特に、高齢者は感染すると重症化しやすいことから、道、市町村及び介護事業所等が連携
し、感染症対策に向けた体制を整備する必要があります。

【推進方策】

- ・国、市町村、介護事業所等と連携し、感染症の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練の実施等を推進します。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の普及を図り、自らの発症が疑わしい場合は、感染を広げないように不要な外出を控えるといった正しい知識の理解促進を図ります。
- ・平時から社会福祉施設における感染防止に係る衛生用品等を確保・備蓄し、介護施設等への迅速な供給体制を整備します。
- ・介護保険施設等に対する集団指導において、国からの関係通知を周知し、感染予防とまん延防止の重要性を説明します。また、実地指導の実施等により、適切な措置を講じているか等を確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、研修動画等を活用するなど、より実践的な方法で、実効性のある感染症対策となるよう指導します。
- ・介護施設等で集団感染が疑われる事例が発生した場合、利用者の健康管理や介護を維持するため、速やかに現地支援対策本部を設置するなどし、施設内感染拡大防止や感染者の入院調整を行います。
- ・介護事業所等において、新型コロナウイルスの集団感染の発生など、早急に感染拡大防止策を講じる必要がある場合に、感染症管理看護師（ICN）等の感染症対策に係る専門家を派遣し、感染管理指導や助言等の技術的支援を行います。
- ・介護事業所等の職員が新型コロナウイルス等の感染症に罹患し、介護職員等が不足した場合に、介護職員等を派遣する体制を整備し、介護サービスが維持できるよう支援します。
- ・在宅で生活する要介護者の家族が罹患し、濃厚接触者となった際に、短期入所サービスを円滑に受けられる体制を整備します。
- ・この計画に基づく各種事業の実施にあたっては、新北海道スタイルの取組の実践による感染拡大防止策の徹底に十分留意するとともに、オンライン研修やイベント、Web会議の導入など、感染防止対策と参加者の利便性に配慮した取組を推進します。

関連事業名	実施主体	概要
社会福祉施設等感染症対策支援事業	道	新型コロナウイルス等対策の実施に必要な衛生用品等の備蓄、人員が不足している施設への介護職員等の派遣
介護保険事業者等指導監督（再掲）	市町村	居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設に対する指導監査
感染症対策専門家派遣事業	道	集団感染が発生した施設等への感染症対策専門家の派遣
在宅要介護者受入体制整備事業	道	介護者が新型コロナウイルスに罹患した場合の在宅要介護者の受入れ体制の整備

12 地域共生社会の推進に向けた世代間の協力体制の構築

【推進の視点】

少子高齢化等による急速な人口減少や価値観の多様化、地域における人々のつながりの希薄化などを背景として、高齢者や障がいのある方、子ども等に対する虐待や孤立死への対応、生活困窮者への支援など、地域福祉をめぐる諸課題は複雑化・深刻化してきています。

このため、高齢者や障がいのある方、子ども等を含む全ての人々がお互いに支え合いながら、一人ひとりが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現をめざして、分野横断的に共通して取り組む施策等を推進する必要があります。

最近では、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、晩婚化、晩産化を背景に育児期にある方や世帯が親の介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、さらに、18歳未満の子が通学又は仕事をしながら病気・障害のある家族や身近な人への介護・世話をを行う「ヤングケアラー」や「介護離職」の問題が指摘されており、こうした家族介護者の方々に対する支援の重要性が指摘されています。

また、単独高齢者の増加や地域コミュニティの脆弱化などから、地域における多世代間の相互理解と助け合いの意識醸成が必要です。

【推進方策】

○地域共生社会の推進

- ・福祉的な支援を必要とする方々が安全で安心して暮らし、地域の中で孤立することがないよう、市町村や社会福祉協議会等の関係機関や民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会、民間事業者等による支援が重層的に提供される地域づくりを促進します。
- ・市町村やNPO、社会福祉法人等を対象に、「共生型地域福祉拠点」の考え方や先進的な取組事例の情報提供、意見交換等を通じた普及啓発を行い、「共生型地域福祉拠点」の整備促進に向けた気運の醸成を図ります。
- ・医療や介護、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの包括的な支援体制の確保が一層図られるよう、同一事業所内で高齢者と障がいの福祉サービスを受けられる「共生型サービス」の提供体制の整備を推進します。
- ・地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、市町村が行う相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の取組を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
地域づくり総合交付金（福祉振興・介護保険基盤整備事業） （再掲）	市町村 団体	共生型地域福祉拠点の整備等に対する助成
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	道	市町村が実施する重層的支援体制整備事業の取組に対する後方支援

○家族介護者への支援

- ・「老老介護」、「ダブルケア」や「ヤングケアラー」など、家族介護者が直面する課題の把握に努めながら「地域子育て支援拠点」、「学校・教育委員会」と「地域包括支援センター」とが相互に連携が図られるよう、効果的な先進事例を示しながら市町村に働きかけるほか、シンポジウムの開催など、広くケア問題に対する理解が得られるよう、道民への周知を図ります。
- ・介護実習・普及センターにおいて、家族介護者や介護に関心のある地域住民への介護技術研修会を開催します。
- ・「ヤングケアラー」の問題については、国が教育現場に対して実施している全国調査の結果を踏まえ、保健福祉・雇用・教育分野の各部局が連携して対策の検討を進めます。

関連事業名	実施主体	概要
人権啓発活動地方委託事業（再掲）	市町村 団体	高齢者虐待を防止するため、高齢者の権利擁護のためのシンポジウム等において、ダブルケア問題も含めた普及啓発の推進

○各種相談体制の充実

- ・介護実習・普及センターにおいて、生活支援に関する情報提供を行うとともに、高齢者虐待防止・相談支援センターにおいて高齢者本人や家族の権利擁護や虐待防止など専門的な相談に対応します。
- ・介護サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るため、市町村で活躍している高齢者や民生委員等が介護サービス利用者等からの相談に応じる介護相談員派遣等事業の取組を支援します。
- ・北海道労働局と合同で説明会を開催し、介護休業に係る制度を含め、労働環境に関する各種制度の周知に努めます。
- ・幅広い住民の参画、交流を通じて地域の課題を見出し、共通認識をしてもらうとともに、支援を「受ける側」とされていた人達が「支え手」として、地域福祉の取組に主体的に参画できるよう、関係団体とも連携し、コミュニティソーシャルワーカーの育成に取り組みます。

関連事業名	実施主体	概要
介護職員等研修事業（再掲）	道	介護実習・普及センターにおける生活支援に関する情報提供の実施
高齢者虐待防止・相談支援センター運営事業（再掲）	道	高齢者や家族等からの虐待相談対応、市町村の相談機関への支援等
地域支援事業交付金（再掲）	市町村	介護相談員派遣等の実施

13 制度の公正な運営

【推進の視点】

介護保険制度の円滑な運営を図るため、道民の十分な理解を得るよう、制度の普及が必要であり、常に適切な情報を提供することが重要です。

また、介護サービスが、公正かつ公平に提供される必要があります。

【推進方策】

- ・介護保険制度について、一層の理解促進を図るため、市町村と連携しながら、各種広報媒体やホームページ等を活用し、道民に対する制度に関する情報提供の充実を図ります。
- ・「北海道介護保険審査会」において、被保険者等の請求に基づき、保険料賦課等の行政処分の審査を行います。
- ・要介護認定が円滑かつ適正に行われるよう、認定調査員や介護認定審査会委員、主治医に対する研修を行います。
- ・市町村等の介護保険運営に対して、法に基づく財政支援を行うとともに、介護保険制度の適正かつ安定的な運営に向けて、技術的な助言を行います。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険推進事業	道	保険者に対する指導監査の実施、介護給付費適正化事業に対する助成等
介護保険審査会運営事業	道	被保険者等の請求による保険料賦課等の行政処分に対する審査
認定調査員等研修事業	道	要介護認定調査員、介護認定審査会委員、主治医等に対する研修
介護保険給付費負担金	市町村	介護給付及び予防給付に要する費用に対する負担金
介護保険財政安定化基金積立金	道	介護保険財政安定化基金の積立て

14 低所得者対策の充実

【推進の視点】

高齢化の進展による介護需要の増加に伴って、介護費用の増嵩や保険料水準の上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため、高額介護サービス費の負担上限額や、現役並み所得者の3割負担の導入など、費用負担のあり方が見直される一方で、低所得者に対する保険料軽減の充実が求められています。

また、道内の社会福祉法人が行う利用者負担軽減への助成は135市町村（令和元年度）に止まっており、この制度の趣旨や制度内容の周知、普及に努める必要があります。

さらに、地域包括ケアシステムを推進していく上で、住まいの確保が重要なことから、無料又は低額な料金で利用できる軽費老人ホームの利用を促進し、その運営を支援していく必要があります。

【推進方策】

- ・第1号被保険者の保険料は、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やす多段階設定が可能とされており、被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する観点から、その実施について保険者に周知します。
- ・世帯非課税の被保険者に係る介護保険料の軽減に要した費用を負担します。
- ・社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減等に対して市町村が助成する場合は、その負担の一部について、国の要綱に基づき助成するとともに、社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減制度や高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給制度について、一層の活用促進が図られるよう、市町村や利用者等に対して制度の趣旨や内容を周知します。
- ・介護保険サービスが、低所得者にとってより利用しやすいものとなるよう、適切な第1号被保険者の保険料の設定や利用者負担の軽減について、引き続き国に要望します。
- ・居宅での生活が困難な高齢者が、無料又は低額な料金で入所する軽費老人ホーム・ケアハウスの運営を支援します。
- ・身体的、精神的又は経済的な理由により、自宅での日常生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所させて、食事提供や機能訓練、その他日常生活上必要な支援を行う市町村の措置を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険料軽減負担金	市町村	低所得者（世帯非課税）の保険料軽減に要する費用に対する負担金
軽費老人ホーム運営費補助金（再掲）	団体	軽費老人ホームの入居者負担額の減免に対する助成

15 給付と費用の適正化の推進

【推進の視点】

介護給付費等の増大が見込まれる中、介護保険制度の円滑な運営を維持していくためには、介護予防や自立支援・重度化防止の観点も含め、介護給付費の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスの提供に努める必要があります。

また、介護保険制度を持続可能なものとしていくためにも、市町村が行う要介護認定やケアプランの点検など、介護給付適正化の取組を支援していく必要があります。

さらに、小規模市町村においては、介護保険を効率的、安定的に運営するため、サービス基盤の広域的な活用などの促進を図っていく必要があります。

【推進方策】

- ・適切なサービス確保と費用の効率化を図り、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、要介護認定やケアプラン点検など介護給付の適正化に関する市町村の取り組むべき施策、道が支援する施策及びその目標を明確にし、適正化事業を推進します。
- ・北海道国民健康保険団体連合会が実施する「適正化システム」の活用など、効果的な事業実施事例等についての情報提供や助言等を通じて、市町村と連携した取組を推進します。
- ・市町村担当者の対応能力を高め、保険者として適正化事業への理解を深めるため、説明会・研修会を実施します。
- ・介護サービスの共同利用による安定した提供基盤の確保等について、必要な情報提供を行うほか、市町村間の連絡調整や助言等を行い、広域的な取組を支援します。

関連事業名	実施主体	概要
介護保険推進事業（再掲）	道	介護給付費適正化事業に対する助成等

16 適切な事業者指導と経営支援

【推進の視点】

介護サービス事業者に対する指導監督については、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させることにより介護保険制度への信頼性を維持し、持続可能性を高めるためにも重要であることから、適切な指導を実施するとともに、不正請求等に対しては厳正に対処していく必要があります。

また、今後、介護需要の地域格差や、人材確保の困難性が増すことなど、介護サービス事業者の経営環境に配慮しながら、介護現場での職場環境等の改善や業務の効率化などの取組を促進し、地域の介護サービスが維持されるように取り組む必要があります。

【推進方策】

- ・ 定期的な事業指導を行い、介護報酬の不正請求や、不適切なサービス提供の未然防止に努めるとともに、発生した際には指定の効力停止や指定の取消など厳正に対処します。
- ・ 市町村等が行う事業者指導事務等について、市町村等からの要請等があり、必要と認められる場合には、実地指導又は監査に同行し、指導監督業務が適切かつ円滑に行われるよう必要な支援を行います。
- ・ サービス事業者に対して、介護報酬の改正内容等の情報提供を行います。
- ・ 介護事業者や関係団体等で構成する介護現場の業務改善推進に向けた会議において、課題や対応方針について共通認識を図るなどし、少数の人員であっても、介護サービスを維持・向上を実現するマネジメントモデルとして、国が平成 30 年度に作成した「生産性向上に資するガイドライン」に沿った業務改善の取組を全道の介護事業所に普及します。(再掲)
- ・ 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など労働環境の改善につなげるため、センサーによる見守りやタブレット端末による介護記録の電子化などを行う介護ロボットや I C T の導入促進を図ります。(再掲)
- ・ 業務改善のノウハウを普及推進するため、道が令和 2 年度に実施した生産性向上推進モデル事業等を通じて、蓄積した成果や好事例の周知に努めます。(再掲)
- ・ 国の専門委員会で検討が進められている介護分野の文書に係る負担軽減に関する取扱の方向性等を踏まえ、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及び I C T 等の活用を進めます。(再掲)
- ・ 介護職員の定着に向けて、エルダー・メンター制度の導入や効果的な OJT の実施などのため、様々な研修等を実施するとともに、離職理由の上位のひとつである人間関係や業務内容等に関する悩み・不満などに対応するための相談窓口の周知や充実に努めます。(再掲)

関連事業名	実施主体	概要
介護保険事業者等指導監督（再掲）	道	居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設に対する指導監査及び市町村等に対する指導
介護事業所生産性向上推進事業（再掲）	道	介護現場生産性向上推進会議を設置し、関係団体等と一体となって、生産性向上に資するガイドラインによる業務改善モデルを周知するなど、介護事業所の業務改善を推進
介護ロボット導入支援事業（再掲）	道	介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など労働環境の改善につなげるため、介護ロボットやI C Tの導入を促進
介護従事者定着支援事業（労働環境改善支援事業）（再掲）	道	介護事業所の管理者等を対象とした雇用管理改善や健康管理に関するセミナー、職場環境の改善に向けた相談支援の実施
介護職員等研修事業（エルダー・メンター制度導入支援研修）（再掲）	道	指導的立場や中堅職員に対するエルダー・メンター制度の導入や OJT スキル向上等に関する研修の実施
中小企業労働相談（再掲）	道	労働問題一般について、労働相談ホットラインにより労働者及び使用者からの相談に対応

17 計画の推進管理

【推進の視点】

この計画は、市町村計画におけるサービスの量の見込みを基に策定しているため、市町村計画の推進状況・分析評価を把握し、圏域ごとにこの計画の推進状況を点検、分析し、その結果に基づいた対策を実施する必要があります。

【推進方策】

- ・市町村自ら実施する分析評価を踏まえ、「介護保険事業状況報告」等により、要介護者等の数、居宅サービスや施設サービスの利用実績等を把握するとともに、各圏域に設置している高齢者保健福祉圏域連絡協議会において、市町村等との意見交換を行い、圏域ごとに分析評価し、計画推進に反映させていきます。
- ・特別養護老人ホームの必要入所定員総数や市町村が行う自立支援・重度化防止への支援などについて、数値目標を設定し、PDCAサイクルに基づき、毎年度の施策の取組状況や数値目標の達成状況を外部有識者の意見を伺いながら評価し、ホームページ等により公表するとともに、その結果を市町村への支援策に反映していきます。
- ・道において、各圏域や市町村のサービス資源や利用実績、計画期間以降の人口動態やサービス需要の推計なども把握・分析し、小規模市町村や高齢者人口が減少する地域などにおいても、限りある地域の資源を有効に活用しながら、将来にわたり、必要なサービスを維持・確保できるよう、近隣圏域のサービス利用を含め、地域の実情を踏まえた対応策の検討を進めます。
- ・振興局においては、圏域単位で設置している高齢者保健福祉圏域連絡協議会などを活用して、複数市町村による施設・事業所の共同利用、事業の共同実施を促すなど、広域調整を図っていきます。

関連事業名	実施主体	概要
高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画推進	道	道計画の推進管理、市町村に対する支援、調整等